

第6号議案

財務会計システムの運用開始について
(案)

情報システム管理規程第27条の規定に基づき、財務会計システムに係る運用開始を別紙のとおり妥当であると認め、2022年7月1日より運用を開始する。

以 上

【添付資料】

別紙：財務会計システムの運用開始について

※別紙は、情報管理規程第4条（情報の格付の区分）の規定に基づき、外部秘（セキュリティ仕様等）に該当するため、非公表とする。